

平成25年10月11日
独立行政法人
日本原子力研究開発機構
敦賀本部

高速増殖炉研究開発センターおよび原子炉廃止措置研究開発センターの
原子力事業者防災業務計画修正に伴う関係自治体との協議の開始について
(お知らせ)

当機構は、原子力災害対策特別措置法^{※1}（以下、「原災法」という。）に基づき、高速増殖炉研究開発センター（以下「もんじゅ」という。）および原子炉廃止措置研究開発センター（以下「ふげん」という。）の原子力事業者防災業務計画^{※2}の検討を毎年行っており、今般の原災法関係の命令等の改正^{※3}や原子力災害対策指針の全面改定^{※4}を受け、原子力事業者防災業務計画の修正を行うこととしました。

このため、原子力事業者防災業務計画の修正案を作成し、本日、関係自治体との協議を開始しましたので、お知らせいたします。

1. 協議対象の関係自治体

高速増殖炉研究開発センター 原子力事業者防災業務計画

福井県、敦賀市、滋賀県、岐阜県

原子炉廃止措置研究開発センター 原子力事業者防災業務計画

福井県、敦賀市、滋賀県、岐阜県

2. 原子力事業者防災業務計画修正案の概要

別紙のとおり

3. 原子力事業者防災業務計画の修正予定日

平成25年12月19日（木）

※1：原子力災害対策特別措置法（原災法）

平成11年9月30日に発生したJCOウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年12月、原子力防災対策を強化するために原災法が制定された。その後、東日本大震災の教訓を踏まえて国の対策本部の強化等を行うために、平成24年9月に施行された。

原災法第7条に、原子力事業者は原子力事業者防災業務計画を作成することおよび、毎年この計画に検討を加え、必要に応じて修正することが規定されている。

※2：原子力事業者防災業務計画

原災法第7条に基づき、原子力事業者が地域防災計画に抵触しないよう作成するもので、関係箇所への速やかな通報、災害の拡大防止、環境放射線モニタリングの実施など必要な業務を、原子力事業者防災業務計画に定めている。

また、同法第2項により、修正しようとするときは、あらかじめ所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事と協議することが定められている。

当機構は、同計画を平成12年6月に作成し、至近では平成25年3月に修正している。

※3：原災法関係の命令等の改正（主要なもの）

平成25年9月6日公布の原災法施行令において、原災法第15条の緊急事態宣言を発すべき事象について、放射線測定設備等で1時間当たり500マイクロシーベルトであったものが、1時間当たり5マイクロシーベルトに、また、同日公布の通報事象等規則において、第10条および第15条で規定するプラント事象の一部が、平成25年2月に全面改訂された原子力災害対策指針の“当面の緊急時活動レベル（EAL）”に従い改定された。

平成25年9月12日公布の通報事象等規則において、平成25年9月全面改訂の原子力災害対策指針の“EALの枠組み”で規定される施設敷地緊急事態の事象と全面緊急事態の事象に整合あるよう、原災法第10条の事象および原災法第15条の事象が全面改訂されるとともに、同日公布の防災業務計画等命令において、原子力防災資機材にエリアモニタを追加するなどの改正がなされた。

※4：原子力災害対策指針の全面改訂

原災法第6条の2に基づき、関係機関が原子力災害対策を円滑に実施するため国が定める指針で、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）とその区域での防護措置を実施するための基準である緊急時活動レベル、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）とその区域等での防護措置を実施するための基準である運用上の介入レベル（OIL）などが示されている。

平成25年9月の全面改訂で、“当面のEAL”が“EALの枠組み”に変更され、原子力事業者防災業務計画にEALを記載するとされた。

添付資料：高速増殖炉研究開発センターおよび原子炉廃止措置研究開発センター
一原子力事業者防災業務計画修正案の概要

以 上

高速増殖炉研究開発センターおよび原子炉廃止措置研究開発センター

原子力事業者防災業務計画修正案の概要

章	内容	修正案の概要（主要なもの）
第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正について規定	第1節、第2節：原子力災害対策指針にならい、「原子力災害予防対策」を「原子力災害事前対策」に、「原子力災害事後対策」を「原子力災害中長期対策」に修正 第2節：緊急時活動レベル（EAL）による対応を行うため、EALの定義を追加 第2節：関係周辺市町村の定義に、協議を行う所在都道府県および関係周辺都道府県のそれぞれの地域防災計画で指定された市町村名を追記
第2章 原子力災害事前対策	原子力災害が発生した場合に備えて、周到かつ十分な予防対策を行うための体制整備、原子力防災資機材の整備、原子力防災教育および原子力防災訓練の実施等について規定	第1節、第2節：警戒事象の発生を認めた場合および国から警戒事態の連絡があった場合に、「もんじゅ」又は「ふげん」、敦賀本部および本部で警戒体制を発令し、対策本部を設置することを追記 第2節：警戒体制発令時の要員への連絡方法、要員の参集および対策本部の組織概要を追記
第3章 緊急事態 応急対策 等	原子力緊急事態となった場合等の、迅速かつ円滑な応急対策を行うための施設の立上げ、通報、原子力防災体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施および関係機関への要員派遣ならびに資機材の貸与等について規定	第1節：警戒事象が発生した場合、原子力防災管理者は国、自治体等へ連絡することを追記 第1節、第3節：警戒事象、特定事象（原災法第10条事象）および緊急事態事象（原災法第15条事象）の基準の表を修正、この表には、EAL番号を追記 第1節：警戒事象発生時の通報様式を追加 第2節：応急措置の概要報告の様式を、（社）日本電気協会の電気技術指針に示された様式に変更 第2節：対策本部要員の安定ヨウ素剤予防投与基準を、原子力規制庁報告書にあわせて見直し
第4章 原子力災害中長期対策	原子力緊急事態解除宣言があった以降の、適切かつ速やかな原子力災害復旧対策を行うための計画の策定、復旧対策の実施および被災地域復旧のための関係機関への要員派遣ならびに資機材の貸与等について規定	第1節、第2節：「原子力災害事後対策」を「原子力災害中長期対策」に修正
第5章 その他	他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の要員派遣および資機材提供等について規定	—